

処理施設の敷地の位置

設置者	敷地の位置	敷地面積	備考
株式会社フジコー 代表取締役 小林 直人	白井市折立字前原 98 番 1 の一部	9,838.37 m ²	市街化調整区域

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

(理由)

本敷地は、北総鉄道白井駅から北に約 2.6 キロメートル離れた位置にあり、市街化調整区域に位置している。

施設は幅員 9.1 メートルの市道及び私道に接しており、車両の通行に支障がなく、都市計画上支障がないと認められる。

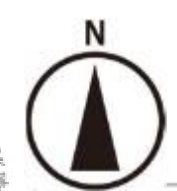
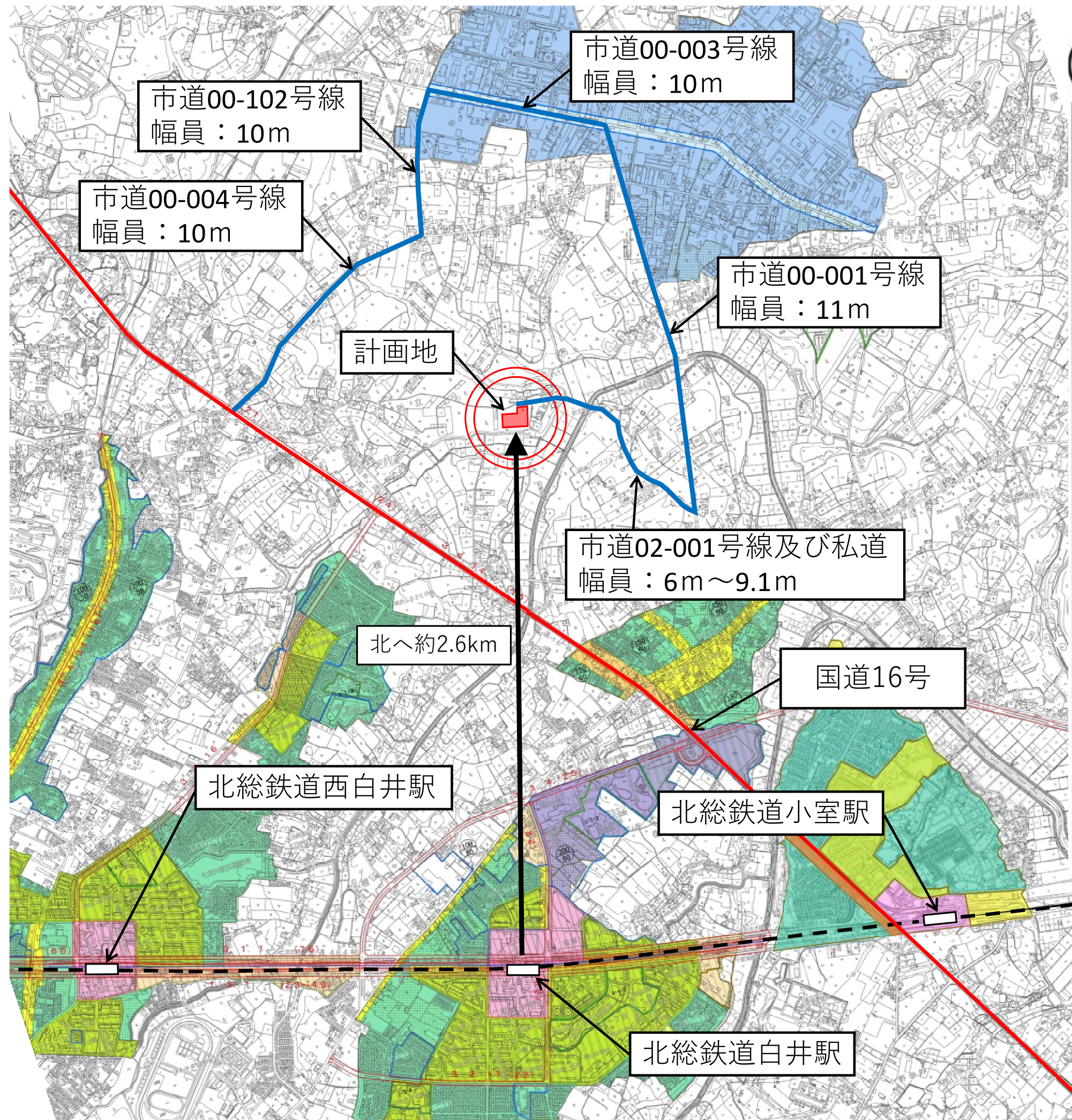
計画概要書

1 施設の種類 産業廃棄物処理施設

2 施設の処理能力

《新設》破砕施設：1 基	廃プラスチック類	94.0 t / 日
	木くず	157.0 t / 日
《新設》焼却施設：1 炉	廃プラスチック類、	93.6 t / 日
	その他産業廃棄物 (木くず、紙くず、繊維くず、 廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ)	

3 建築物 新築 7 棟



位置図 1 : 20,000

凡 例			
用 途 地 域	建蔽率 (%)	容積率 (%)	容積率 建ぺい率
第一種低層住居専用地域	40%	80%	
	50%	100%	(100/80)
	60%	150%	(150/80)
第一種中高層住居専用地域	60%	200%	
第二種中高層住居専用地域	60%	200%	
第一種住居地域	60%	200%	
第二種住居地域	60%	200%	
準住居地域	60%	200%	
近隣商業地域	80%	200%	
準工業地域	60%	200%	
	60%	300%	(300/80)
工業地域	60%	200%	
工業専用地域	60%	200%	
市街化区域			
第1種高度地区			
第2種高度地区			
準防火地域			
生産緑地地区			
地区計画			
都市計画道路			
都市計画公園			
都市計画供給処理施設			
都市高速鉄道			

凡例	
—	… 国道
—	… 市道
- - -	… 鉄道

計画図 1 : 2,500



計画地

20

市道02-001号線及び私道
幅員：6m～9.1m

凡例



市道



搬入車両



搬出車両

第 202 回千葉県都市計画審議会「第 1 号議案」概要

建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設
(産業廃棄物処理施設) の敷地の位置 (白井市) について

1 施設の概要

設置者	株式会社フジコー 代表取締役 小林 直人		
敷地面積	9,838.37 m ²	前面道路幅員	6m～9.1m
計画地内の 処理施設	許可対象施設 (産廃)		
	新設：破碎施設 (1 基)、焼却施設 (1 炉)		

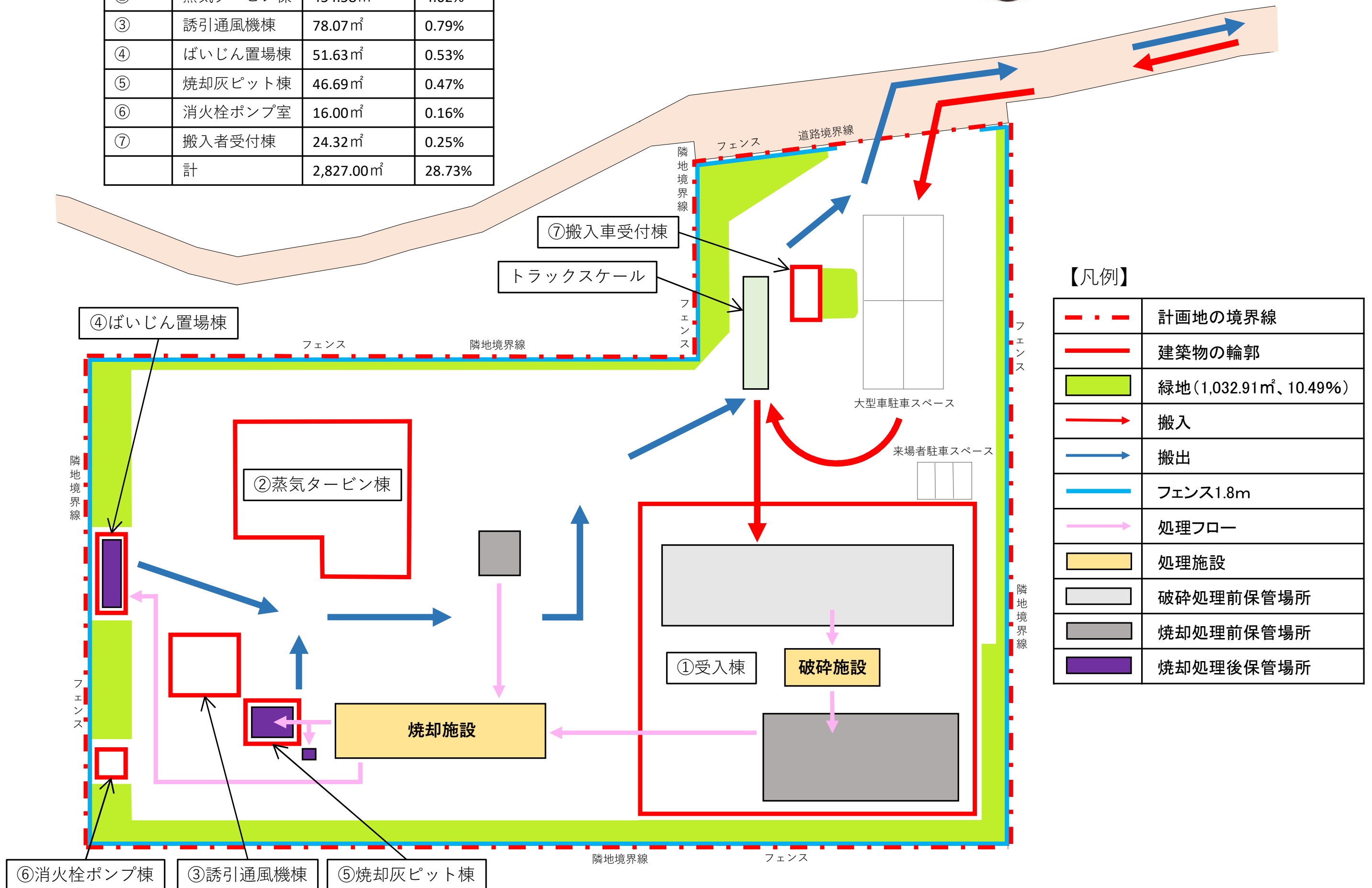
2 審査指標

敷地の位置の適格性
・ 県及び市の都市計画上支障がない。 ・ 申請地は市街化調整区域に位置している。 ・ 近傍に既決定の都市施設はない。 ・ 敷地境界から 100m 以内に学校、病院等がない。
搬出入計画の妥当性
・ 主要な搬出入経路は、幅員 6m～9.1m の市道及び私道であり、車両の通行に支障がない。(搬出入車両は 1 日あたり最大約 115 台)
施設計画の妥当性
・ 建築物は建築基準法及び同法に規定される関係法令に適合している。 ・ 廃棄物処理法に基づき、施設の処理能力の算定が行われ、廃棄物等の保管施設、処理施設、駐車スペースが適切に配置されている。 ・ 敷地周囲には、高さ 1.8m 以上のフェンス等を設置し、敷地内に緑地を設けることで、周辺に配慮した施設計画としている。

※環境対策については、生活環境影響調査が実施されており、環境基準を遵守していることを環境部局に確認している。

配置図 1 : 500

番号	用地	建築面積	割合
①	受入棟	2,155.71㎡	21.91%
②	蒸気タービン棟	454.58㎡	4.62%
③	誘引通風機棟	78.07㎡	0.79%
④	ばいじん置場棟	51.63㎡	0.53%
⑤	焼却灰ピット棟	46.69㎡	0.47%
⑥	消火栓ポンプ室	16.00㎡	0.16%
⑦	搬入者受付棟	24.32㎡	0.25%
	計	2,827.00㎡	28.73%



環境関係法令等との適合状況

廃棄物処理法 第15条第3項による 生活環境影響調査項目	関係法令等	左欄の 法令等の 適用の有無	規制基準 との 適合状況	備 考		
大気汚染	大気汚染防止法	有	適合	排ガス性状の設計値		
				項目	規制値	設計値
				ばいじん (g/Nm ³)	0.08	0.01
				窒素酸化物 (ppm)	250	200
				硫黄酸化物 (Nm ³ /h)	16.93 (K値9.0)	3.76
				塩化水素 (mg/Nm ³)	700	385
				水銀 (μgHg/Nm ³)	30	30
				注1) 上記の設計値及び規制値は、 標準酸素濃度(02)12%換算値です。		
	ダイオキシン類 対策特別措置法	有	適合	排ガス性状の設計値		
				項目	規制値	設計値
				ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm ³)	1.0	1.0
				注1) 上記の設計値及び規制値は、 標準酸素濃度(02)12%換算値です。		
	白井市 公害防止条例	無	—	【適用除外の理由】 条例に基づく特定施設に該当しないため。		
騒 音	騒音規制法	無	—	【適用除外の理由】 規制法に基づく騒音規制区域に該当しないため。		
	白井市 公害防止条例	有	適合	敷地境界における予測値 [施設稼動時間：24時間]		
				時間帯	規制値	予測値
				朝（6～8時）	55dB	50dB
				昼間（8～19時）	60dB	59dB
				夕（19～22時）	55dB	50dB
				夜間（22～6時）	50dB	50dB
振 動	振動規制法	無	—	【適用除外の理由】 規制法に基づく振動規制区域に該当しないため。		
	白井市 公害防止条例	有	適合	敷地境界における予測値 [施設稼動時間：24時間]		
				時間帯	規制値	予測値
				昼間（8～19時）	60dB	54dB
				夜間（19～8時）	55dB	54dB
悪 臭	悪臭防止法	無	—	【適用除外の理由】 防止法に基づく規制区域に該当しないため。		
	白井市 公害防止条例	無	—	【適用除外の理由】 条例に基づく特定施設に該当しないため。		
水質汚濁	水質汚濁防止法	有	適合	生活排水は合併浄化槽を介し、雨水は油水分離槽 および雨水貯留槽を介して市道集水桝に放流しま す。 施設排水は場内で処理するため公共用水域への放 流はありません。		
	白井市 公害防止条例	無	—	【適用除外の理由】 条例に基づく特定施設に該当しないため。		